

平成 21 年 3 月 4 日開会

平成 21 年 3 月 25 日閉会

平成 21 年 3 月
第 1 回定例会会議録
(第 1 日 3 月 4 日)

小豆島町議会

平成 21 年 第 1 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 3 号

平成 21 年第 1 回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 21 年 2 月 23 日

小豆島町長 坂下一朗

記

1. 期 日 平成 21 年 3 月 4 日 (水)

2. 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 21 年 3 月 4 日 (水曜日) 午前 9 時 30 分

閉 会 平成 21 年 3 月 25 日 (水曜日) 午後 1 時 40 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 欠席 ×

議席 番号	氏 名	3月4日	3月6日	3月23日	3月25日
1	秋長正幸				
2	藤本傳夫				
3	森口久士				
4	森 崇				
5	谷 清				
6	新名教男				
7	安井信之				
8	井上喜代文				
9	山中 彰	×	×	×	×
10	植松勝太郎				
11	渡辺 慧				
12	新茶善昭				
13	藤井源詞				
14	村上久美				
15	鍋谷真由美				
16	中江 正				
17	浜口 勇				
18	中村勝利				

地方自治法第121条の規定による出席者

職名	氏名	第1日	第2日	第3日	第4日
町長	坂下一朗				
副町長	吉岡忠昭				
教育長	明田隆雄				
総務課長	竹内章介				
企画財政課長	石田良行				
税務課長	森下安博				
住民福祉課長	棟保博				
保健事業課長	合内昭次				
介護事業課長	谷本広志			×	×
環境衛生課長	堀田俊二				
商工観光課長	松本篤				
オリーブ課長	(兼)松本篤				
農林水産課長	平井俊秀				
建設課長	岡本安司				
人権対策課長	宗保孝治				
池田総合窓口センター所長	岡秀安				
会計管理者	高橋龍司				
収納対策室長	(兼)森下安博				
水道課長	曾根為義				
学校教育課長	中桐久志				
社会教育課長	森弘章				
介護老人保健施設事務長	(兼)谷本広志			×	×
病院事務長	莊野守				

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 真渡健

議事日程 別紙のとおり

平成21年第1回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

平成21年3月4日（水）午前9時30分開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 所管事務調査報告について

第4 町長施政方針

第5 報告第1号 . 専決処分の報告について（改良住宅等改善事業に係る工事請負変更契約の締結について）（町長提出）

第6 報告第2号 . 専決処分の報告について（町の債権の支払請求に係る和解について）（町長提出）

第7 報告第3号 . 専決処分の報告について（防災行政無線施設（デジタル固定系）整備工事に係る工事請負変更契約の締結について）（町長提出）

第8 報告第4号 . 専決処分の報告について（町の債権の支払請求に係る訴えの提起について）（町長提出）

第9 議案第1号 . 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて（町長提出）

第10 議案第2号 . 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて（町長提出）

第11 議案第3号 . 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて（町長提出）

第12 議案第4号 . 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて（町長提出）

第14 議案第6号 . 小豆島町選挙公報の発行に関する条例について（町長提出）

第15 議案第7号 . 小豆島町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について
(町長提出)

第16 議案第8号 . 小豆島町畠地かんかい施設整備基金条例について (町長提出)

第17 議案第9号 . 小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)

第18 議案第10号 . 小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)

第19 議案第11号 . 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)

第20 議案第12号 . 小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)

第21 議案第13号 . 小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について (町長提出)

第22 議案第14号 . 小豆島町立学校条例の一部を改正する条例について (町長提出)

第23 議案第15号 . 小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について (町長提出)

第24 議案第16号 . 小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)

第25 議案第17号 . 小豆島町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)

第26 議案第18号 . 小豆島町簡易水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)

第27 議案第19号 . 小豆島町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について (町長提出)

第28 議案第20号 . 小豆島町過疎地域自立促進計画の変更について (町長提出)

第29 議案第21号 . 平成20年度小豆島町一般会計補正予算(第5号) (町長提出)

第30 議案第22号 . 平成20年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) (町長提出)

第31 議案第23号 . 平成21年度小豆島町一般会計予算 (町長提出)

第32 議案第24号 . 平成21年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算 (町長提出)

第33 議案第25号 . 平成21年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算 (町長提出)

第34 議案第26号 . 平成21年度小豆島町老人保健事業特別会計予算 (町長提出)

第35 議案第27号 . 平成21年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算 (町長提出)

第36 議案第28号 . 平成21年度小豆島町介護保険事業特別会計予算 (町長提出)

第37 議案第29号 . 平成21年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算 (町長提出)

第38 議案第30号 . 平成21年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算 (町長提出)

第39 議案第31号 . 平成21年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算 (町長提出)

第40 議案第32号 . 平成21年度小豆島町水道事業会計予算 (町長提出)

第41 議案第33号 . 平成21年度小豆島町病院事業会計予算 (町長提出)

第42 議案第34号 . 平成21年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算 (町長提出)

開会 午前9時31分

議長（中村勝利君） おはようございます。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいましてありがとうございます。

平成21年第1回小豆島町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、ご承知のように平成21年度における町行政の基本であります町長の施政方針を初め、当初予算、条例改正など重要案件を審議します。したがいまして、会期も相当の日数を予定していますので、十分ご審議くださいますようお願いします。

なお、今期定例会の議事日程等につきましては、去る2月25日開催の議会運営委員会において、お手元に配付のとおり決まりましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、去る2月6日に開催されました全国町村議会議長会定期総会、2月23日に開催されました香川県町村議会議長会定期総会におきまして、表彰規程に基づく自治功労表彰が行われましたので、ただいまから表彰伝達式を行います。

議会事務局長（真渡 健君） それでは、受賞者のお名前を申し上げますので、前へお進みください。

全国町村議長会表彰、香川県町村議会議長会会長、中村勝利殿。

副議長（秋長正幸君）

表彰状

香川県町村議会議長会会長 中村勝利殿

あなたは、町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に貢献せられた功績は特に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成21年2月6日

全国町村議会議長会会長 原 伸一

（拍 手）

議会事務局長（真渡 健君） 香川県町村議会議長会表彰、議員、井上喜代文殿。

議長（中村勝利君）

表彰状

小豆郡小豆島町議会議員 井上喜代文殿

あなたは、多年にわたり町議会議員として地方自治の振興発展に寄与され、その功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成21年2月23日

香川県町村議会議長会会長 中村勝利

おめでとうございます。

(拍 手)

議会事務局長（真渡 健君） 香川県町村議会議長会表彰、議員、安井信之殿。

議長（中村勝利君）

表彰状

小豆郡小豆島町議会議員 安井信之殿

あなたは、多年にわたり町議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ、その功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成21年2月23日

香川県町村議会議長会会長 中村勝利

おめでとうございます。

(拍 手)

議会事務局長（真渡 健君） 中村議長、井上議員、安井議員、おめでとうございました。

以上で表彰伝達式を終わります。

議長（中村勝利君） 次に、町長から今期議会招集のごあいさつがあります。町長。

町長（坂下一朗君） 本日、小豆島町議会3月定例会が開催されるに当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

現在、我が国は100年に一度と言われる経済危機に直面をいたしております。昨年の10月から12月のGDP国内総生産も前期に比べ、3.3%の減、年率換算で12.7%のマイナスと、これは欧米に比べても下げ幅が大きく、厳しい状況になっております。この状況は、本町の地域経済にも大きく影響しており、今後の経済活動に強い懸念を持っているところでございます。

しかしながら、このようなときにこそ地域の特色を生かした物づくりや魅力づくりを行うことにより、地域経済の活性化を図っていかなくてはならないと感じております。そのための仕掛けをしていくことも行政の課題であると考えております。

本定例会は、平成21年度の予算を決定する大事な議会でありますとともに、人事案件が4件、条例制定や改正の条例案件が15件、その他の案件など34件の議案の審議と4件の報告をお願いすることとなっております。また、後日補正予算など追加議案も予定をいたしております。議案の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますが、十分ご審

議いただきご議決賜りますようお願いいたします。以上、簡単でございますが、今期定例会に当たりましてのごあいさつといたします。

議長（中村勝利君） 本日の欠席届出議員は9番山中議員です。ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、本日の平成21年第1回小豆島町議会定例会は成立了。

これより開会します。（午前9時37分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります、12月以降2月24日までの主要事項に関する報告及び監査委員からの出納例月検査執行状況報告書3件は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。

日程は、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（中村勝利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります、会議規則第118条の規定により、4番森崇議員、5番谷清議員を指名しますのでよろしくお願いします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定について

議長（中村勝利君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります、日程表のとおり本会議は本日と6日、23日及び25日とし、会期は本日から25日までの22日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から25日までの22日間と決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第3 所管事務調査報告について

議長（中村勝利君） 次、日程第3、所管事務調査報告についてを議題とします。

閉会中に委員会を開催し、調査された案件について、会議規則第76条の規定により、委

員長から報告をお願いします。

教育民生常任委員長から報告を求めます。安井委員長。

教育民生常任委員長（安井信之君） 平成21年3月4日。小豆島町議会議長中村勝利殿。教育民生常任委員会委員長安井信之。

所管事務調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、会議規則第76条の規定により調査の結果を次のとおり報告します。記。

1. 調査案件。介護保険事業計画の改正について。

2. 調査の経過。平成21年2月10日、委員会を開催し、町長、副町長、担当課職員の出席を求め調査した。

3. 調査の結果。

1) 第4期保険事業計画では、特養の増床が計画されているが、他の保健福祉圏域に比べ待機者が多い。第5期で実情に合った計画をされたい。

2) 第4期保険事業計画の実施に伴い、保険料が改定になる。広報等、周知相談に努められたい。

3) 100歳体操の普及など、なお一層介護予防に努められたい。以上、意見を出しました。

議長（中村勝利君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

ここで所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

日程第4 町長施政方針

議長（中村勝利君） 次に、日程第4、町長施政方針を議題とします。

町長から平成21年度の施政方針を伺います。町長。

町長（坂下一朗君） 平成21年3月議会定例会の開催に当たりまして、平成21年度予算案並びに関連諸議案のご審議をお願いするに際しまして、町政運営に対する所信を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

〔以下別紙のとおり省略〕

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。再開は10時30分。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時30分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。町長。

町長（坂下一朗君） 次に、林業の振興につきましては造林事業や松くい虫被害対策事業を推進し、森林の持つ多面的機能の保全を図ります。

〔以下別紙のとおり省略〕

議長（中村勝利君） ただいま町長から平成21年度の施政に関する所信要旨が述べられましたが、所信要旨に対する質問は3月23日に一般質問の中でお願いいたします。

暫時休憩します。再開11時。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について

議長（中村勝利君） 次、日程第5、報告第1号専決処分の報告についての報告を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 報告第1号専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

平成20年9月17日開催の小豆島町議会第3回定例会におきまして、議決いただきました改良住宅等改善事業に係る工事請負契約につきまして、変更契約の必要が生じましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行い、同条2項の規定により報告するものであります。

報告内容につきまして、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（中村勝利君） 人権対策課長。

人権対策課長（宗保孝治君） 報告第1号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

本工事、橋地区改良住宅G、H棟並びに外壁改修等工事の契約につきましては、町長の説明にありましたように、平成20年9月17日開催の小豆島町議会第3回定例会において議決いただきました株式会社西崎組小豆島町営業所との間で、議案書2ページの3、契約の金額を変更前として記載のとおり6,405万円で請負契約を締結しておりましたが、工事内容の変更に伴い、168万1,050円の増額変更契約を行う必要が生じたものであります。

工事内容の主たる変更についてでありますと、G、H棟の外壁の爆裂等の補修箇所は当

初地上から目視によるものであり、足場を組み、ハンマー等で確認した結果、補修箇所が289カ所から481カ所、192カ所の増と、既設の避難ハッチが腐食のため12個のものについて取りかえたものであります。以上のことから、168万1,050円の増額をし、契約の金額変更後、6,573万1,050円とし、平成21年1月5日付で町長の専決処分としたものでございます。以上、簡単でありますが、改良住宅等改善事業に係る工事請負変更契約の専決処分の報告について説明を終わります。よろしくお願ひを申し上げます。

~~~~~

日程第6 報告第2号 専決処分の報告について

議長（中村勝利君） 次、日程第6、報告第2号専決処分の報告についての報告を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 報告第2号専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

町の債権の支払い請求に係る訴えの提起により、訴訟となった事案について、土庄簡易裁判所において和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分を行い、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（中村勝利君） 収納対策室長。

収納対策室長（森下安博君） 専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

議案書の3ページと4ページでございます。報告第2号につきましては、12月議会において専決処分報告をさせていただきました民事訴訟法第395条の規定により、支払い督促の申し立て時に訴えの提起があったものとみなされた町の債権の支払い請求であり、訴訟移行後、土庄簡易裁判所における口頭弁論の結果、町の債権額及びその支払い方法等に関し、双方合意の上、和解が成立したものでございます。

債務者である██████氏につきましては、水道使用料を多年度間にわたって滞納しているものでありますが、昨年12月22日に土庄簡易裁判所におきまして口頭弁論が開かれた結果、滞納する水道使用料を和解条項のとおり、今後分割で支払うことで和解しましたことから、議会の議決により指定された町長の専決処分事項に該当いたしますので、専決処分を行ったものでございます。以上、ご報告いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

~~~~~

#### 日程第7 報告第3号 専決処分の報告について

議長（中村勝利君） 次、日程第7、報告第3号専決処分の報告についての報告を求め

ます。町長。

町長（坂下一朗君） 報告第3号専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

平成20年6月25日開催の小豆島町議会第3回定例会におきまして、議決をいただきました防災行政無線施設（デジタル固定系）整備工事に係る工事請負契約につきまして、変更契約の必要が生じましたので、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行い、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 報告第3号専決処分の報告についてご説明をいたします。

防災行政無線施設（デジタル固定系）整備工事につきましては、町長からありましたように、平成20年6月25日に議決をいただきまして、日本電気株式会社四国支社と4億1,685万円で請負契約を締結しておりましたが、工事内容の変更によりまして、359万4,150円の増額変更契約を行う必要が生じたものでございます。

変更内容でございますが、平成21年度に施行いたします防災行政無線移動系整備工事におきまして、本年度固定系で整備をいたします太陽の丘中継局を併用いたしますので、局所の床面積を増加し、送受信アンテナ設置用の交換組み立て柱を増加したための増額と、屋外拡声子局の柱で既設のものを利用するための減額を合わせまして359万4,150円を増額し、変更後の契約金額を4億2,044万4,150円といたしまして、2月2日に町長の専決処分としたものでございます。以上、まことに簡単ですが、変更内容についての説明を終わります。

~~~~~

日程第8 報告第4号 専決処分の報告について

議長（中村勝利君） 次、日程第8、報告第4号専決処分の報告についての報告を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 報告第4号専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

町の債権の支払い請求に係る訴えの提起を地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分を行い、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（中村勝利君） 収納対策室長。

収納対策室長（森下安博君） 専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

報告第4号につきましては、収納対策室から催告により支払いを求める請求を行ったものの、納付をせず、また納付相談にも応じなかったことから、納付意識が極めて低いと判断し、土庄簡易裁判所書記官あてに町の債権に係る支払いを求めた支払い督促を申し立てたものでございます。

債務者の [REDACTED] 氏につきましては、内海病院入院診療費及び環境衛生課所管のし尿処理手数料を滞納しているものであり、平成21年1月23日に支払い督促を申し立てたところ、同年2月13日付で分割支払いに応じる旨の督促異議申し立てが [REDACTED] 氏より裁判所へ提出されましたことから、民事訴訟法第395条の規定に基づき、支払い督促申し立て時に訴えの提起があったものとみなされ、通常訴訟へ移行しましたことから、議会の議決により指定された町長の専決処分事項に該当いたしますので、専決処分を行ったものでございます。以上、ご報告いたします。よろしくお願いをいたします。

議長（中村勝利君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第 9 議案第 1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

日程第 10 議案第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める  
ことについて

日程第 11 議案第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める  
ことについて

日程第 12 議案第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める  
ことについて

日程第 13 議案第 5号 小豆島町定住自立圏形成協定の議決に関する条例につい  
て

日程第 14 議案第 6号 小豆島町選挙公報の発行に関する条例について

日程第 15 議案第 7号 小豆島町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について

日程第 16 議案第 8号 小豆島町畠地かんがい施設整備基金条例について

日程第 17 議案第 9号 小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例について

日程第 18 議案第 10号 小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す  
る条例について

日程第 19 議案第 11号 小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

について

日程第20 議案第12号 小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第21 議案第13号 小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第22 議案第14号 小豆島町立学校条例の一部を改正する条例について

日程第23 議案第15号 小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第24 議案第16号 小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

日程第25 議案第17号 小豆島町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第26 議案第18号 小豆島町簡易水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について

日程第27 議案第19号 小豆島町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第28 議案第20号 小豆島町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第29 議案第21号 平成20年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）

日程第30 議案第22号 平成20年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第31 議案第23号 平成21年度小豆島町一般会計予算

日程第32 議案第24号 平成21年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算

日程第33 議案第25号 平成21年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算

日程第34 議案第26号 平成21年度小豆島町老人保健事業特別会計予算

日程第35 議案第27号 平成21年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第36 議案第28号 平成21年度小豆島町介護保険事業特別会計予算

日程第37 議案第29号 平成21年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算

日程第38 議案第30号 平成21年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算

日程第39 議案第31号 平成21年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算

日程第40 議案第32号 平成21年度小豆島町水道事業会計予算

日程第41 議案第33号 平成21年度小豆島町病院事業会計予算

日程第42 議案第34号 平成21年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算

議長（中村勝利君） ここでお諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第9、議案第1号教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてから日程第42、議案第34号平成21年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算までを一括上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（中村勝利君） 異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、日程第9、議案第1号教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてから日程第42、議案第34号平成21年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算までを一括上程とします。

それでは、議案第1号から順次提案理由の説明を求めます。

最初に、日程第9、議案第1号教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第1号教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町教育委員会委員のうち、岡田恕枝氏が平成21年5月11日をもって任期が満了いたしましたが、同氏は教育に関し深い識見を有しておられ、教育委員として適任であると存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項及び同法第5条第2項の規定に基づき、引き続き同氏を小豆島町教育委員に任命したいと考えておりますので、ご同意賜りますようよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第10、議案第2号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第2号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町固定資産評価審査会委員のうち、塩田洋司氏が平成21年5月10日をもって任期が満了いたしましたが、同氏は固定資産の評価につきまして学識経験を有しておられ、委員として適任であると存じ、地方税法第423条第3項に基づき選任いたしたいと考えておりますので、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第11、議案第3号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第3号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町固定資産評価審査委員会委員のうち、薮脇修氏が平成21年5月10日をもって任

期が満了いたしますが、同氏は固定資産の評価につきまして学識経験を有しておられ、委員として適任であると存じ、地方税法第423条第3項に基づき選任いたしたいと考えておりますので、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第12、議案第4号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求ることについて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第4号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求ることについて提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町固定資産評価審査会委員のうち、岡彰氏が平成21年5月10日をもって任期が満了いたします。つきましては、地方税法第423条第3項に基づき、三木忠臣氏を選任いたしたいと考えております。同氏は、旧池田町及び小豆島町において税務行政に携わり、固定資産の評価につきましては識見を有しておられ、委員として適任であると存じます。よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第13、議案第5号小豆島町定住自立圈形成協定の議決に関する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第5号小豆島町定住自立圈形成協定の議決に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

高松市と周辺5町による瀬戸・高松広域定住自立圏を推進するに当たり、中心市である高松市との定住自立圏形成協定の締結、変更及びこれを廃止する旨の通告については、議会議決が必要となります。そのため、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決に付すべき事件に定める条例を制定するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 議案第5号小豆島町定住自立圏形成協定の議決に関する条例についてご説明を申し上げます。

議案集の18ページ、19ページをお開き願います。

議案第5号小豆島町定住自立圏形成協定の議決に関する条例について。平成21年3月4日提出、小豆島町長坂下一朗。

小豆島町定住自立圏形成協定の議決に関する条例。定住自立圏形成協定の締結、変更及びこれを廃止する旨の通告は、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする。

附則。この条例は公布の日から施行する。

まことに申しわけございませんが、提案理由の2行目、「機能を分担するにより」となっておりますが、ここに「機能を分担すること」と「こと」を挿入お願いたします。

定住自立圏構想につきましては、2008年の骨太の方針に盛り込まれたものでございまして、人口5万人以上の地方の中心市と周辺市町村で協定を結ぶことにより、生活圏をつくり、構成自治体が医療や防災、観光などで連携して圏域の魅力を高め活性化することにより、東京など大都市圏への人口流出に歯どめをかけようとするものでございます。

少子・高齢化による人口減少社会が加速し、税収の伸び悩みが行政の財政難に拍車をかけ、すべての市町村に総合病院や商業施設、高度な公共交通網などの生活機能をフルセットで整備する国土の均衡ある発展はもはや難しい状況となってきております。こうした情勢を踏まえ、総務省が打ち出したのがこの定住自立圏構想でございます。中心市が周辺市町村の住民も含む圏域全体の暮らしに必要な機能を任意代表で整備し、周辺市町村と連携、交流する集約とネットワーク、これが柱となるものでございます。

高松市は、周辺5町、土庄、小豆島、三木、直島、綾川の了解をとり、定住自立圏構想の先行実施団体に応募し、昨年の10月28日に選定されておるわけでございます。全国では、高松市も含め中心市24市の22圏域が先行実施団体に選定されております。

国におきましては、昨年の12月26日に定住自立圏構想推進要綱を定め、遅くとも平成21年度内に中心市と周辺市町村が1対1で生活機能の結びつきやネットワーク、圏域マネジメント能力の観点から連携する取り組みについて、議会の議決を経て協定を締結し、構想実現の計画となる定住自立圏共生ビジョン、これを策定し、公表するとしております。

国は、中心市から送付を受けた定住自立圏形成協定と、及び定住自立圏共生ビジョンに基づきまして、中心市及び周辺市町村の取り組みに対し必要な支援を行うとされており、2009年度からは連携に関する基礎的な経費といたしまして、中心市に4千万円、それから周辺市町村に1千万円程度を特別交付税で措置することとしております。

今回ご提案申し上げております小豆島町定住自立圏形成協定の議決に関する条例につきましては、平成20年12月26日付で出された総務事務次官通知の定住自立圏構想推進要綱におきまして、定住自立圏形成協定の締結、変更及びこれを廃止する旨の通告は地方自治法第96条第2項に基づき、議会の議決を要することとしているため、本条例を提案するものでございます。

19ページに根拠法令、要項の抜粋を添付しておりますので参考にしていただきたいと思います。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第14、議案第6号小豆島町選挙公報の発行に関する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第6号小豆島町選挙公報の発行に関する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

公職選挙法におきまして、町議会議員及び町長の選挙における選挙公報の発行は任意とされ、条例で定めるところにより発行できることとされています。そこで、住民に候補者選択に当たっての資料を提供し選挙に対する関心を高めるとともに、候補者に自身の政見等を広く周知する機会を持ってもらうため、町議会議員及び町長の選挙における選挙公報の発行について条例を制定するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第6号小豆島町選挙公報の発行に関する条例についてご説明をいたします。

町長から申し上げましたように、選挙公報の発行は任意とされておりまして、条例で定めるところにより発行できることとされております。旧池田町で発行しておりましたのはご承知のとおりでございます。

合併後、初の選挙につきましては、町議会議員選挙について選挙区を設けましたが、次回選挙からは全町一区で行われることから、選挙人に候補者選択に当たっての資料を提供し、選挙に対する関心を高めるとともに、候補者に自身の政見等を広く周知する機会を与えるために条例を制定しようとするものでございます。

条例の概要を説明をいたします。第1条につきましては趣旨規定です。公職選挙法第172条の2におきまして、条例の定めにより選挙公報を発行する場合は、公職選挙法第167条から171条までの規定に準ずることとされております。

第2条は、選挙の一部無効による再選挙を除き、小豆島町議会議員選挙及び小豆島町長選挙に限り、選挙ごとに1回選挙公報を発行するものであること。

第3条は、選挙公報への掲載は候補者から文書で申請することとし、掲載文には選挙公報としての品位を損なう記載をしてはならないこと。

第4条は、選挙公報は掲載文を原文のまま掲載すること。また、同一の用紙に複数の候補者を掲載する場合はその順序をくじで定めることとし、候補者またはその代理人が当該くじに立ち会えること。

第5条は、選挙人のいる世帯ごとに選挙期日の前日までに配布すること。また、主要公共施設に備え置くなどの補完措置に努めることを前提として、新聞折り込みなどの方法による配布も可能としたこと。

第6条は、無投票となった場合や天災などやむを得ない事情がある場合は選挙公報の発行を中止するものであること。

第7条は、各種選挙における他の申請手続等の受け付け時間に準じて、選挙公報に関する申請等の受け付け時間を午前8時30分から午後5時までとしたこと。

第8条は、任意規定で選挙公報に関する詳細は選管告示、小豆島町選挙公報の発行に関する規定に委任することを定めています。

附則で、施行期日を平成21年4月1日といたしてあります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第15、議案第7号小豆島町介護従事者待遇改善臨時特例基金条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第7号小豆島町介護従事者待遇改善臨時特例基金条例について提案理由のご説明を申し上げます。

平成21年度から介護報酬改定等による介護従事者の待遇の改善が行われることとなり、それに伴う介護保険料の急激な上昇を段階的に抑制し負担の軽減を図るために、当該対策にかかる財政措置として介護従事者待遇改善臨時特例交付金が交付されることとなりました。当該交付金を適正に管理運営するために基金を設置するための条例を制定しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 議案第7号小豆島町介護従事者待遇改善臨時特例基金条例についてご説明申し上げます。

この条例は、先ほど町長が申し上げましたように、国の2次補正、生活対策におきまして介護報酬の改定により介護従事者の待遇の改善を図ることが盛り込まれました。介護報酬に上乗せされることになりました。それが、介護保険料にはね返り、急激な上昇による負担増になることを軽減するために財政措置として介護従事者待遇改善臨時特例交付金が交付されることになりました。この交付金は、平成20年度に交付され、平成21年度から23年度までの報酬改定による保険料上昇分に見合う財源として繰り入れることになってお

ります。

その交付金を適正に管理運営するため、従来から設置しております介護給付費準備基金、ここへ受け入れるのではなく、目的に合った適切な管理運営をするため、新たに小豆島町介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置するものであります。

それでは、議案集の22ページの内容を簡単に説明させていただきます。

第1条は、介護報酬の改定により、介護保険料の急激な上昇を抑制するために基金の設置をする条例の定義でございます。

第2条で、基金の積立金は小豆島町が交付を受ける介護従事者処遇改善特例交付金とする規定でございます。

第3条の第1項及び第2項は、その基金を管理する方法を規定した条例でございます。

第4条は、この基金から生ずる運用益は介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して処理する規定でございます。

第5条は、財政上必要があると認めるときは期間及び利率を定めて歳入歳出現金に振りかえて運用することができる規定でございます。

第6条の第1号と第2号は、介護報酬の改定に伴う増加額の軽減と当該事業の円滑な実施のための経費に充てる場合のみ基金を処分することができると規定した条文でございます。

この条例の附則として、1はこの条例は公布の日から施行することを規定しております。2としまして、この条例の有効期間は平成24年3月31日までと定めた規定でございます。以上、簡単でございますが、小豆島町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第16、議案第8号小豆島町畠地かんがい施設整備基金条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第8号小豆島町畠地かんがい施設整備基金条例について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町池田地区の畠地かんがい施設につきましては、将来大規模修繕の必要性があり、これに備える基金を設置するための条例を制定しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 農林水産課長。

農林水産課長（平井俊秀君） 議案第8号小豆島町畠地かんがい施設整備基金条例につ

いてご説明を申し上げます。

小豆島町畠地かんがい施設は、畠地農業の振興のため旧池田町が昭和42年度に農業構造改善事業により受益面積30ヘクタール、受益戸数144戸の畠地かんがいとして事業費3,625万6千円をもって整備されました。

施設は、取水施設、導水管、給水施設及びかん水施設の4種類に大別しております、取水施設は新中山池下流の殿川から取水する谷奥頭首工、取り入れ水路、沈砂池を言い、導水管は取水施設より池田地区の北地工区、上地工区及び岡条工区の分岐点まで布設した口径20センチの取水管をいい、給水施設は導水管の分岐点から各工区内の幹線、支線をいい、かん水施設は支線から分岐した各圃場への取り出しとかんがいする設備をいいます。

施設のうち、取水施設及び導水管は町の所有とし、給水施設は各工区の受益者で組織した果樹組合あるいは花卉組合が所有し、取水施設及び導水管は町が、給水施設は組合が、かん水施設は個人が維持管理をしております。

これら施設は、昭和42年に整備してから既に40年が経過していること、また導水管の材質が一部区間におきまして石綿管を使用しているため、これまでにも故障が起きれば修繕しておりますが、将来大規模修繕を必要とする場面が予想されます。現在、維持修繕費は3地区の畠地かんがい組合から小豆島町畠地かんがい施設条例に基づき、年間約90万円の施設使用料により維持修繕を行っており、不用額は一般財源扱いとされておりました。

今回、小豆島町畠地かんがい施設整備基金条例を制定し不用額を積み立てることにより、将来予想される大規模修繕に備えていきたいと思っております。

それでは、議案集の24ページをお開きください。

本条例は全6条からなっております。第1条は、小豆島町畠地かんがい施設の整備資金とするため、小豆島町畠地かんがい施設整備基金を設置することをうたっております。

第2条は、基金として積み立てする額は一般会計への歳入歳出予算で定めることをうたっております。

第3条は、基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないことをうたい、第2項は基金に属する現金は必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に変えることができることをうたっております。

第4条は、基金の運用から生ずる収益は一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金設置の目的の範囲内で事業の経費に充て、またはこの基金に編入するものとすることをうたっております。

第5条は、町長は基金設置目的のため、必要があると認めるときは一般会計の歳入歳出

予算に計上して基金の全部、または一部を処分することができることをうたってあります。

第6条は、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し、必要な事項は町長が別に規則を定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしてあります。以上、まことに簡単でございますが、小豆島町畠地かんがい施設整備基金条例についてのご説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第17、議案第9号小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第9号小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

平成20年人事院勧告では、民間企業の労働時間が公務員に比べ1日15分程度、1週間で1時間15分程度短い水準で安定しているとして、国家公務員の労働時間を1日7時間45分、1週38時間45分とする旨の勧告が行われました。このことについて、他の県内自治体の動向も勘案し、本町においてもこの勧告に沿い、労働時間の短縮を行うため、本条例について改正をしようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第9号小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

昨年8月11日の人事院勧告で、国家公務員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分とする勧告がなされまして、12月19日に改正法が可決成立し、同月26日に公布、平成21年4月1日から施行されます。これを受けまして、昨年12月25日に地方公務員についても国家公務員と同様にするよう総務省から通知されたところであります。他の県内自治体の動向も勘案し、本町においても所要の改正を行おうとするものです。

なお、15分につきましては県内で本町のみが退庁時間を17時30分としていることから、これを他の自治体同様17時15分にする考えでございます。もとより、住民サービスの低下があつてはなりませんので、事務の効率化に努めるとともに、窓口に関しましては臨機応変に対応していきたいと考えているところでございます。

内容につきましては新旧対照表のとおり、第2条が1週間当たりの勤務時間の規定、第

3条が1日についての勤務時間の割り振りと変則勤務の者の1週間当たりの勤務時間の規定、第4条が休憩時間の規定について改正をするものでございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第18、議案第10号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第10号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町職員の勤務時間短縮の条例整備に伴い、育児短時間勤務の制度での特別の勤務の形態における勤務時間を改正しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第10号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

勤務時間短縮の条例整備に伴いまして、さきの12月定例会におきまして議決をいただきました育児短時間勤務制度における特別の勤務形態の条文のうち、1週間当たりの勤務時間の1日4時間掛ける5日と週2日半の20時間、週3日の24時間勤務、1日5時間掛ける5日の25時間勤務が改正前です。これをそれぞれ週2日半の19時間25分、1日3時間55分掛ける5日の19時間35分、週3日の23時間15分、1日4時間55分掛ける5日の24時間35分に改正しようとするものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第19、議案第11号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第11号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

平成20年人事院勧告では、公の医療機関の勤務医確保のため民間等の医師の給与水準との均衡を図る観点から、初任給調整手当を引き上げる勧告が行われました。本町においてもこの勧告に沿い、手当の改正をしようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第11号小豆島町職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例についてご説明をいたします。

人事院勧告では、国の医療施設における勤務医の確保が重要な課題となる中で、国の医師の給与は民間病院や独立行政法人国立病院機構に勤務する医師の給与を大きく下回っており、若手中堅医師の人材確保のため初任給調整手当を平均11%引き上げ、独立行政法人国立病院機構に勤務する医師並みにする勧告がなされました。本町におきましても、医師の人材確保のため所要の改正を行おうとするものでございます。あわせて、勤務時間改正に伴う条文の整備を行うものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第20、議案第12号小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第12号小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

厚生労働省が医師不足への対応のため、救急勤務手当及び分娩手当に対し補助する制度を創設することとなりました。これに伴い、本町においても当該特殊手当を規定するものであります。また、自動車運転については特殊勤務手当の対象とならないとして改正しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 総務課長。

総務課長（竹内章介君） 議案第12号小豆島町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

施政方針の中でも一部触れておりましたが、厚生労働省が医師不足への対応のため補助制度を創設することとなりました。

1つは、休日夜間に救急患者を受け入れる医療機関の勤務医師確保対策事業で、救急救命センター及び内海病院のような第2次救急医療機関に勤務をする医師の待遇改善を図るため、休日夜間ににおいて新たに救急勤務医手当を創設するものでございます。

もう一つは、産科医等確保支援事業で産科医の待遇を改善し、その確保を図るため、分娩手当等を支給する分娩取り扱い機関に対して財政支援を行うものでございます。ともに国の負担割合は3分の1となっております。本町においても、医師確保対策は重要な課題でありますので、当該特殊勤務手当を規定するものでございます。

また、自動車運転手当につきましては、規則において通学バスの運転とマイクロバス、その他特殊自動車を1日4時間以上運転した場合に1日につき500円支給しておりました

が、特殊勤務手当になじまないとして今年度当初から支給しておりませんので、所要の改正を行うものでございます。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第21、議案第13号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第13号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

ごみの減量化を図るため、燃やせないごみを指定袋において収集し処分する有料化を実施するに当たり、手数料徴収について改正しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（堀田俊二君） 議案集の35ページ、36ページをお開きください。

このたびの改正は小豆島町での手数料のうち、別表10に定めております衛生手数料で、家庭から排出されるごみのうち小豆島町が収集、運搬及び処分をする場合の一部区分を改定するものでございます。ごみの減量化、資源化の推進と受益者負担の公平性を確保するため、旧池田町では平成4年度から、旧内海町では平成8年度から燃やせるごみに限定し有料の指定袋を導入いたしておりました。合併時には料金を統一し、10枚単位でございますが、大の袋が300円、中の袋が200円、小の袋が100円といったしております。袋のサイズにつきましては、大が45リッター、中が30リッター、小が20リッターでございます。

今回の改正では、燃やせないごみにつきましても袋の金額、サイズは同じとし、袋の色と表示を変更した指定袋による収集方法にしようとするものでございます。なお、適用につきましては半年間の周知期間を置き、平成21年10月からといたしております。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

議長（中村勝利君） 次、日程第22、議案第14号小豆島町立学校条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第14号小豆島町立学校条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

平成21年4月1日から福田小学校を安田小学校に統合することに伴い、福田小学校を廃校するため、本条例を改正しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

議長（中村勝利君） 学校教育課長。

学校教育課長（中桐久志君） 議案第14号小豆島町立学校条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

町長の提案理由にありましたように、本年4月から福田小学校と安田小学校を統合いたしまして、安田小学校として新たな学校づくりを行うことになりましたので、本条例の一部を改正するものでございます。

今回の両小学校の統合につきましては、旧内海町が策定をいたしておりました学校等施設適正配置基本方針及び実施計画に基づき協議を行ってまいりました。統合を進めるに当たりましては、平成18年8月に福田地区の有識者の方に対してご説明を申し上げ、地区住民を代表する方で構成をいたします福田小学校統合対策協議会を立ち上げていただきました。11月には福田地区で、また12月には当浜地区で住民説明会を行っております。また、10月には小学校の保護者に幼稚園、保育所の保護者を加えた福田小学校を考える会が組織をされております。統合協議のほとんどは統合となります福田地区との間ということになりますけれども、統合対策協議会はこれまでに11回、小学校を考える会は17回開催されております。協議当初は地域の教育拠点であり、コミュニティーの核である学校がなくなるという地域としてのさみしさや保護者としての不安の思いもあり、どちらかといえば統合に消極的な意見のほうが強かったわけありますけれども、最終的には少人数で人間関係が固定化された教育環境よりも、できるだけ多くの子供の中でより向上しようとする意欲やたくましさを育てることができ、また協調する気持ちや社会性への育ちがより期待ができる教育環境を選択をされ、統合という決断をいたしましたわけでございます。

なお、安田地区との協議につきましては、福田地区と同様に安田小学校統合対策協議会を組織をし、1回ではありますけれども協議を行っております。また、新年度に入学される児童の親御さんを含めました安田小学校の保護者の皆さんに対しましてもご説明をし、ご理解をいただいているところでございます。

学校条例の一部改正につきましては、議案書の37ページになりますけれども、本条例第2条の表になりますけれども、新旧対照表の改正前の表にあります小豆島町立福田小学校を削除するものでございます。

施行期日は平成21年4月1日としてございます。

なお、このたびの福田小学校の統合をもちまして、旧町から引き続いて実施しております教育施設の再編整備計画のすべてを終えるということになります。以上、簡単ではありますけれども、議案第14号の説明を終わりたいと思います。よろしくご審議のほどお願

いを申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第23、議案第15号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第15号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町介護保険における平成21年度からの保険料を被保険者の急激な負担増への対応策を講じた上で、見込まれる介護サービス事業量から推計し、必要とされる保険料額に改めるため、本条例について改正しようとするものであります。

詳細につきまして、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 議案第15号小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案の39ページを開いていただきたいと思います。

この条例の一部改正は、第4期介護保険事業計画の策定に当たり、平成21年度から平成23年度までの3カ年に必要とされる介護サービス料、給付費等を推計し、そのうち第1号被保険者の負担分を保険料として算定したもので、小豆島町介護保険条例第2条に規定しております保険料額を改定するものでございます。

第4期の介護保険料の設定は、国の税制改正に伴う激変緩和措置の終了、現行の第4段階における収入等が一定額以下の者に対する負担軽減、保険料段階全体の調整等の3点を留意して設定させていただきました。このことにより、小豆島町としましては被保険者の負担能力に応じたきめ細やかな段階数として、現行の6段階の第4段階のうち、課税世帯で本人が町民税非課税で本人収入が80万円以下で1段階、第5段階のうち町民税課税で合計所得金額が125万円未満で1段階の8段階に改定し、保険料の均衡をとらせていただきました。

また、次期保険料につきましては急激な上昇を抑えるため、介護従事者待遇改善臨時特例交付金や介護給付金準備基金取り崩しなどにより、より負担のしやすい保険料として設定させていただきました。

それでは、議案集の新旧対照表により説明させていただきます。

条例第2条の保険料額でございますけど、現行の第2条の第4号の年間3万6千円を年額4万1,280円に改定し、これを基準として第1号、第2号は基準額の2分の1、2万

640円、第3号は0.75倍の3万960円、第5号に基準額の1.125倍の4万6,440円を加え、第6号に基準額の1.25倍の5万1,600円、第7号に基準額の1.5倍の6万1,920円に改定するものであります。

それでは、まず先に附則を見ていただきたいと思います。

附則第2条におきまして、特例として平成23年度までの3カ年間、令附則第11条の規定による第4段階のうち、課税世帯で町民税非課税で本人収入が80万円以下の第1号被保険者の保険料は0.875倍の3万6,120円とする規定の追加であり、保険料段階を条例の第7段階から第8段階の区分にするものであります。

第2条の2は、令第39条の第1項5号のイと第6号のイの市町村が定める合計所得金額をそれぞれ125万円、200万円とする規定の追加であります。

第4条は、法令の条ずれによる訂正でございます。

次に、附則でございますけど、附則第1条におきまして、この条例の施行期日を平成21年4月1日とする規定でございます。

第2条は、先ほど説明させていただきましたので省略させていただきます。以上、簡単でございますが、小豆島町介護保険条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（中村勝利君） 次、日程第24、議案第16号小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第16号小豆島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

ごみの減量化を図るため、燃やせないごみを指定袋において収集し処理する有料化を実施するに当たり、本条例について改正しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 環境衛生課長。

環境衛生課長（堀田俊二君） 議案集の42ページ、43ページをお開きください。

先ほどの議案第13号に関連をいたしておりますが、この条例では小豆島町内における一般廃棄物の排出を抑制し、資源の有効な再利用を促進し一般廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るとともに循環型社会の形成に資することを目的にいたしているものでございます。

第4条第1項第1号で、定期的に町が収集、運搬及び処分を行う家庭系の一般廃棄物の

うち、有料の指定袋を使用しなければならぬのは燃やせるごみに限るといったしてあります。しかし、これを燃やせるごみ及び燃やせないごみに限るに改正をしようとするものでございます。

なお、平成19年3月に策定いたしました小豆島町行財政改革大綱の集中改革プランで計画をいたしております粗大ごみの有料化に関しましては、現在のところ土庄町との協議が調うまでの間は無料での収集を継続をいたします。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。午後は1時に再開したいと思います。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25、議案第17号小豆島町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第17号小豆島町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町水道事業におきましては、町内6つの簡易水道を平成28年度までにすべての上水道に統合することいたしております。これにあわせて、水道事業の認可を変更いたしましたので本条例について改正しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（曾根為義君） 議案第17号小豆島町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

水道事業につきましては、2町合併後に旧内海、旧池田での水道事業を合算し、現在計画給水人口1万4,010人、計画1日最大給水量1万700立方メートルで事業を開始しております。

ただいま町長から提案説明がありましたように、小豆島町での水道事業におきましては、ご承知のように1つの上水道と6つの簡易水道で住民の皆様に水道水を提供をしております。簡易水道につきましては、昨年9月の全員協議会で小豆島町水道事業基本計画の中の説明の中で、簡易水道の上水道への統合計画をご説明いたしましたが、今回簡易水道の統合や給水区域の拡大を内容といいたしまして、昨年に小豆島町水道事業変更認可申請書

を県に提出し、変更認可書が交付されました。これによりまして、小豆島町水道事業の設置等に関する条例の一部改正をする必要が生じました。

一部改正内容といたしましては、44ページをお開き願いたいと思います。

新旧条文対照表に記載のとおりでございまして、第2条第3項の給水人口を1万4,010人から1万4,900人に改正しようとするものでございます。今回、1万4,900人の積算根拠といたしましては、平成18年度までの人口実態をベースにして、時系列で積算をしております。

また、第2条第4項で1日最大給水量を1万700立方メートルから1万600立方メートルに改正しようとするものですが、先ほども申し上げましたように、これも所定の方式で積算をした数字でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたすこととなっております。以上、簡単でございますけれども、議案第17号につきましてご説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第26、議案第18号小豆島町簡易水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第18号小豆島町簡易水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

当浜簡易水道の使用料金につきまして、基幹改良事業が一段落いたしましたので、従来の定額料金制から従量制の利用料金に変更したいと存じますので、本条例について改正しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願ひ申し上げます。

議長（中村勝利君） 水道課長。

水道課長（曾根為義君） 議案第18号小豆島町簡易水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

当浜簡易水道は、既にご案内のとおり、厚生省の補助を受けて平成18年度から平成20年度の3カ年をかけて浄水場のバルブの更新や配水管であります石綿セメント管の更新を本年度において完了することとなりました。

この条例の改正点は、施設整備の一段落した当浜簡易水道につきまして、定額制の料金から使用料に応じた従量制の料金制に変更するものでございます。現在の料金制のうち、中山簡易水道の料金と同等とするものでございます。

当浜簡易水道の料金は、1ヶ月1,050円の定額料金でありますけれども、変更後の料金制は10立方メートルの基本水量で、月額600円の基本料と超過1立方メートルごとに80円の従量料金の合算額とするものでございます。これによりまして、小豆島町簡易水道事業の設置及び給水に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

一部改正内容といたしましては、46ページの新旧条文対照表に記載しているとおりでございます。別表第2の1に当浜を挿入し、3では当浜を削除するものでございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行し、経過措置としまして平成21年6月に使用した水道料金から適用することとなっております。以上、議案第18号についてご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第27、議案第19号小豆島町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第19号小豆島町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

介護老人保健施設うちのみにおきまして、通所リハビリテーションの定員をふやすことにより、収入の増加を図るため、本条例について改正しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 介護老人保健施設事務長。

介護老人保健施設事務長（谷本広志君） 議案第19号小豆島町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を説明いたします。

新旧対照表をお願いいたします。

改正前の第3条第2項第2号の通所20人を改正後の25人に改めるものでございます。

附則。この条例は平成21年4月1日から施行する。

通所リハビリテーションは、現在定員20名で事業を実施しております。1日平均の利用者数は平成18年度は13.8人、平成19年度は15.4人、平成20年度は2月末現在16.6人であり、徐々に増加はしておりますが、定員20名とは開きがございます。利用者の平均年齢は81.2歳であり、高齢者でございますので体調不良、病院受診などやむを得ない事情により欠席者が出ますので、定員20名に近い利用者を常時確保することは困難な状況にあります。そこで、平成21年度から定員を5名増員して25名とし、欠席者が出ても常時20名程度は利用者を確保し、収入増を図りたいと考えております。

定員をふやすことにより、利用者の拡大を図るとともに安定した収入を確保したいと考

えております。以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第28、議案第20号小豆島町過疎地域自立促進計画の変更について提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第20号小豆島町過疎地域自立促進計画の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

平成17年度から21年度までが計画期間である過疎地域自立促進計画につきまして、変更の必要が生じましたので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項で準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 議案第20号小豆島町過疎地域自立促進計画の変更についてご説明申し上げます。

議案集の50、51ページでございます。

過疎地域自立促進計画につきましては、旧内海町、旧池田町とともに過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、平成17年4月1日から平成22年3月31日までの後期5カ年の計画を策定しておりましたが、県の指導もあり、旧両町過疎地域自立促進計画の統合版を策定し、平成18年6月議会でご議決をいただいているわけでございます。

今回、51ページの過疎地域自立促進計画の1、産業の振興、左側の変更後の表のように事業名4、地場産業の振興、加工施設、事業内容オリーブ採油施設整備事業を新しく計画実施することになりましたので、これを追加し、財政上の特別措置を得ようとするものでございます。

この事業につきましては、先ほど町長の施政方針の中にも掲げてありましたが、オリーブ栽培面積の拡大から各農家からのオリーブ公園への採油依頼が年々増加しているということから、平成21年度において新たに100キログラム級の採油機を備えた施設を整備し、オリーブの産地化と地産地消を図るものでございます。

52ページに根拠法令の抜粋を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第29、議案第21号平成20年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）、日程第30、議案第22号平成20年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は相關する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第21号平成20年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）について提案理由のご説明を申し上げます。

補正予算（第5号）で追加補正をお願いします額は5億412万2千円でございます。通常の補正につきましては、本会議の最終日に提案させていただくところでございますが、本日提案いたしますのはアメリカの金融危機に端を発します急激な景気後退の中、国の経済対策に関する第2次補正に伴うものでございます。

総務費3億6,020万2千円、民生費928万9千円、衛生費3,129万円、商工費4千万円、土木費5,600万円、教育費661万5千円となっております。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、議案第22号介護保険事業特別会計の補正予算の内容につきましても、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 日程第29、議案第21号平成20年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）の内容説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 議案第21号平成20年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

議案集の53ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億412万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を83億5,847万1千円とするものでございます。

今回の補正予算につきましては、先ほど町長のほうからも説明がありましたが、いわゆる国の2次補正に対応したものでございます。世界の金融市場は100年に一度といわれる混乱に陥っております。昨年の9月中旬以降、欧米各国では金融機関の破綻が相次ぎ、金融市場の機能不全が生じており、株価急落に示されるように金融危機が世界規模で深まっています。世界経済は金融の激変に加え、実体経済の弱体化が進んでおり、まさに世界的な景気後退が強まっております。

外需に依存してきた日本経済は、世界経済の後退に伴い景気後退局面に陥っております。今後は、世界的な景気後退を受けて外需面に加え国内需要も停滞し、景気の下降局面が長期化し、そして深刻化するおそれが高まっております。金融経済情勢の悪化の影響は、いずれ国民すべてに到達し、とりわけ経済的な弱者に大きな波となって押し寄せてくるおそれがあります。原油価格等に反落が見られるものの、暮らしの安心が脅かされてい

る生活者、資金繰りに苦しむ中小企業者、都市部との格差に悩む地方といった弱者に対し、セーフティーネットをより一層強力に張りめぐらせ、手厚い支援を行うことによって緊急の備えを万全にすることが喫緊の課題となっているということから、国におきましては2次補正が組まれたわけでございます。

今回の補正につきましては、この2次補正に対応したものでございまして、4点ございます。

まず第1点目は、地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるために設けられました地域活性化・生活対策臨時交付金、これを活用いたしまして21年度以降に実施予定としておりました6事業を前倒しで実施するものでございます。

第2点目は、物議を醸しました2兆円の定額給付金に関する補正でございます。昨日のニュースを見ておりますと、きょうの国会で関連法案が可決されるだろうということで聞いておりました。もしかすると、もう可決されたと思います。

3点目は、妊婦健診の無料化に関するものでございます。5枚から14枚に拡大するということでございます。

それから、4点目は子育て応援特別手当に関するものでございます。

それでは、補正予算の内容を別添の補正予算説明書により説明いたします。補正予算説明書の5ページ、6ページをお開き願います。

歳入の補正でございます。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金928万9千円ですが、これは多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から、平成20年度の緊急措置として3歳以上、18歳以下の子が2人以上あり、かつ第2子以降である就学前3学年の子について、1人当たり3万6千円を支給する子育て応援特別手当に要する国庫負担金でございます。小豆島町における対象者は、安全率を見込みまして235人を見込んでおります。10割の交付ということになっております。

2項国庫補助金、6目総務費国庫補助金、1節総務費補助金4億6,120万3千円で、説明欄にあります1の地域活性化・生活対策臨時交付金1億7,120万3千円につきましては、地域活性化等に資するきめ細かなインフラ整備などを進めるための交付金でございまして、小豆島町はこれを活用いたしまして、平成21年度以降に実施予定としておりました6事業、これは歳出のほうでご説明申し上げますが、6つの事業、これを前倒しで実施するものでございます。

2の定額給付金給付事業費補助金2億7,480万円、それから3の定額給付金給付事務費

補助金1,520万円、これにつきましては景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、あわせて住民に広く給付することにより地域の経済対策に資することを目的とする定額給付金に要する経費に対する10割の交付金でございます。給付対象者につきましては、平成21年2月1日現在で市町村の住民基本台帳に記録されている者、それから市町村の外国人登録原票に登録されている特別永住者及び出入国管理及び難民認定法に定める在留資格を有して在留する者となっております。給付額は給付対象者1人に1万2千円、ただし65歳以上の者及び18歳以下の者につきましては1人につき2万円となっております。

次に、15款県支出金、2項3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金36万3千円です。これは、出産子育て支援の拡充ということで、無料の妊婦健診を5回から14回に拡充するものでございます。それに要する経費の2分の1を国が補助するものでございます。対象は、平成20年4月1日以降に妊婦届けを出した者で、制度成立以降受診分、これが対象となっております。本年度の対象人数を56人、使用予定枚数を121枚と見込んでおります。

19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金3,326万7千円でございます。今回の補正による財源の不足額をここで調整をしております。以上、歳入の補正額合計は5億412万2千円となっております。

次に、歳出の説明を申し上げます。7ページ、8ページをお開き願います。

2款総務費、1項13目防災諸費、15節工事請負費7,020万2千円です。これは、地域活性化・生活対策臨時交付金、これを活用いたしまして、平成21年度実施予定としておりました防災行政無線移動系整備工事を前倒しで実施するものでございます。

同じく17目定額給付金事業費2億9千万円でございます。3節から14節までは定額給付金給付事業に要する事務費でございます。19節負担金補助及び交付金2億7,480万円、これにつきましては定額給付金対象者に対する給付金でございます。給付対象者、先ほど歳入のところで説明いたしましたので省略いたします。それから給付額、これにつきましても先ほど説明いたしましたので省略いたします。給付対象者数でございますが、県の指導もございまして、安全率を見込みまして基礎給付分、いわゆる1万2千円部分でございますが、1万7,300人を見込んでおります。それから加算分、いわゆる65歳以上、18歳以下の人に対する加算の8千円部分でございます。8,400人と見込んでおります。

次に、3款民生費、2項6目子育て応援特別手当事業費928万9千円ですが、これも歳入のところでご説明申し上げたとおり、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮

する観点から、平成20年度の緊急措置として3歳以上、18歳以下の子供が2人以上おり、かつ第2子以降である就学前3学年の子について、1人当たり3万6千円を支給するというものでございます。3節から13節までは特別手当の支給に関する事務費でございます。19節負担金補助及び交付金846万円につきましては、安全率を見込んだ対象者235人に対する手当に要する経費でございます。

9ページ、10ページをお開き願います。

次に、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、20節扶助費72万6千円でございます。これも歳入のところでご説明申し上げましたとおり、出産子育て支援の拡充ということで無料の妊婦健診を5回から14回に拡充するものでございます。本年度の対象人数を56人、使用予定枚数を121枚ということで見込んでおります。

同じく2項清掃費、2目塵芥処理費、18節備品購入費3,129万円ですが、これも地域活性化・生活対策臨時交付金、これを活用いたしまして懸案事項となっておりました徳本地区埋立処分地ごみ減量化機器購入といたしまして、トラッシュローダーの更新、それからチッパーシュレッダー、これを購入するものでございます。

次に、7款商工費、1項4目観光施設費4千万円です。これも臨時交付金、これを活用いたしまして懸案事項となっておりました国民宿舎小豆島の宿泊室にトイレを前倒しで設置するものでございます。それに要する13節、15節を計上するものでございます。1階の宿泊室を11室、それから2階を4室、計15室にトイレを設置するということでございます。

次に、8款土木費、3項2目河川改良費3,100万円でございます。これも同様に、活性化臨時交付金を活用いたしまして、平成21年度以降に実施予定としておりました馬木川の水門設置工事、これを前倒しで実施するものでございます。

同じく、4項港湾費、2目港湾建設費2,500万円でございます。これも同様に臨時交付金、これを活用いたしまして、平成21年度以降に実施予定としておりました草壁港のゲートポンプ整備工事を前倒しで実施するものでございます。

次に、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、13節委託料661万5千円でございます。これも同様に臨時交付金、これを活用いたしまして、平成21年度に実施予定としていた安田小学校耐震補強及び改修工事の実施設計業務、これを前倒しで実施するものでございます。以上、補正予算総額は5億412万2千円となっております。

なお、今回の国の2次補正に係る各種事業につきましては、期間も短く、年度内完了は困難なことから、国においても繰り越しを認めております。一部の執行を除き、大半を本

定例会最終日に提案予定の補正予算において繰り越しをしたいと、このように思っておりますのでよろしくお願ひいたします。これで一般会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第30、議案第22号平成20年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 議案第22号平成20年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回補正をお願いしますのは、午前中の基金条例でも説明しましたが、国第2次補正の生活対策におきまして、介護報酬の改定等を行い、介護従事者の待遇の改善を図ることになりました。これに伴い、介護保険料の急激な上昇を段階的に抑制し負担の軽減を図るため、介護従事者待遇改善臨時特例交付金が交付されることになりました。また、適正な管理運営をするために基金を設置し、平成20年度に受け入れすることになりましたので補正をお願いするものであります。

それでは、議案集の55ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1,102万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ13億3,640万1千円と定めるものであります。

まず、歳入の補正予算でございますが、補正予算説明書の15ページを開いていただいたらと思います。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目介護従事者待遇改善臨時特例交付金1,057万2千円の増額補正でございます。

介護従事者の待遇改善のために3%の介護報酬を改定することにより、保険料が上昇した分の2分の1と、それと事業の周知をするために被保険者1人当たり200件の事務的経費を合計した額を交付されるものであります。

7款2項2目介護従事者待遇改善臨時特例基金繰入金、補正額45万2千円、これは介護従事者待遇改善臨時特例交付金による保険料軽減を周知するために、パンフレットと発送用の封筒を作成するため、基金からの繰り入れで賄うものであります。

次に、歳出でございます。

次のページを開いていただいたらと思います。

1款2項1目賦課徴収費、これは補正前の額532万3千円、補正額45万2千円の増額で、計577万5千円とする補正でございます。歳入でも説明しましたが、保険料の軽減を周知するため、パンフレットと発送用の窓口封筒を作成するための費用でございます。

6款1項1目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金、補正額1,057万2千円、先ほど歳入でも説明しましたが、国からの介護従事者処遇改善臨時特例交付金1,057万2千円を適正な管理をするために全額を基金に積み立てるものであります。以上、歳入歳出補正額1,102万4千円で、総額を13億3,640万1千円とする補正でございます。これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（中村勝利君） 次、日程第31、議案第23号平成21年度小豆島町一般会計予算から日程第42、議案第34号平成21年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算までは相關する案件ですので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

町長（坂下一朗君） 議案第23号平成21年度小豆島町一般会計予算について提案理由のご説明を申し上げます。

議案のほうは別冊の平成21年度一般会計、特別会計、当初予算書及び説明書の最初の部分及び各企業会計予算書の最初の部分です。新年度一般会計予算につきましては、その大綱を先ほどの所信要旨の中で申し述べましたが、歳入歳出72億7千万円の予算規模となっております。投資的事業関係では、内海中学校改築事業、池田小学校耐震補強大規模改修事業、防災行政無線デジタル化事業、植松都市下水路整備事業、改良住宅ストック総合改善事業などを実施し、投資総額は12億3,100万円程度を予定しております。

予算の内容につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、一般会計予算の後の特別会計など11の会計予算につきましても、議案第24号から34号でご提案申し上げておりますが、国民健康保険事業特別会計では23億3,199万8千円、診療所事業特別会計3,891万3千円、老人保健事業特別会計422万3千円、後期高齢者医療事業特別会計3億305万6千円、介護保険事業特別会計14億6,375万9千円、介護サービス事業特別会計8,119万9千円、介護予防支援事業特別会計702万2千円、簡易水道事業特別会計2,285万円、水道事業会計及び収益的収支で収入が5億2,680万9千円、支出のほうが4億4,691万1千円、病院事業会計では収益的収支で収入が27億6,953万5千円、支出が29億7,620万2千円、介護老人保健施設事業会計につきましては収益的収支で収入が3億1,872万2千円、支出のほうが3億2,210万6千円となっております。一般会計も含めた合計額では、歳出が152億6,823万9千円でございます。特別会計の予算につきましても、それぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 日程第31、議案第23号平成21年度小豆島町一般会計予算の内容説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（石田良行君） 議案第23号平成21年度小豆島町一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成21年度本予算につきましては、例年の3月議会と同様に各常任委員会において詳しくご審議がなされると思いますので、ここでは予算の重立ったものについて説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算額の総額をそれぞれ72億7千万円と定めるものでございます。

第2条は、地方債の規定でございまして起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を6ページの第2表地方債のように定めるものでございます。

3条は、一時借入金の規定でございまして、一時借入金の借り入れの最高額を5億円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の流用の規定で、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めるものでございます。

2ページから5ページまでが、第1表歳入歳出予算でございまして、款項別の予算額となっています。重立ったものをご説明申し上げます。

予算書についてお配りしております資料とあわせてごらんください。

まず、資料の1ページの平成21年度一般会計及び特別会計予算額表をごらんください。

一般会計歳入歳出予算額は先ほど申し上げましたとおり72億7千万円、それから国保会計など8つの特別会計、合計で42億5,302万円、水道事業会計など3つの事業会計の収益的収支の支出額が37億4,521万9千円となっております。トータルで152億6,823万9千円でございます。前年度比3億9,178万7千円の減となっております。この減の要因でございますが、まず一般会計において内海中学校建設事業費が減となったこと、それから国の2次補正対応で防災行政無線移動系整備を前倒しで20年度に振りかえたため、防災行政無線デジタル化事業費が減となったこと、それから公債費の減があったこと、それから老人保健事業特別会計で平成20年度より老人保健事業が後期高齢者医療制度に変わったわけでございますが、平成20年度は月おくれの1カ月分の医療費の計上となっていましたが、平成21年度はおくれて出されるレセプト分の計上だけということで、大幅に減となった、これらが主な要因となっております。

次に、予算書は2ページ、3ページ、資料は2ページをお開き願います。

歳入予算でございます。1款町税16億7,265万4千円でございます。前年度と比較しま

して525万3千円の減となっております。減の要因でございますが、4項の町たばこ税で売り上げ本数見込みの減によるもの、これが主な要因となっております。

2款地方譲与税8,100万円でございます。前年度比200万円の減となっております。減の要因でございますが、まず1項の地方揮発油譲与税2千万円、これは皆増となっております。これは道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税から地方揮発油譲与税に変更になったということで皆増でございます。

3項の地方道路譲与税100万円でございます。前年度比2千万円の減となっております。これは先ほど申し上げましたように、平成21年度から地方揮発油譲与税となるわけでございます。しかしながら、平成20年度に地方道路税として課税され、平成21年度に譲与されるものがあるため計上したものでございます。

3款利子割交付金から8款の自動車取得税交付金、ここまでは実績見込み額により計上いたしております。

9款の地方特例交付金1,513万3千円でございますが、前年度比533万5千円の増となっております。増の要因ですが、1項地方特例交付金で住宅ローン控除拡大に伴う町民税減収分がここで補てんされるということになったもので、それを計上したということでございます。

10款地方交付税29億4千万円で、前年度比1億4,900万円の減となっております。これにつきましては、国 地財計画では出口ベースで2.7%の増となっていること、それから前年度の実績額、それから合併支援の減等を考慮し、中期財政計画より5,100万円多い29億4千万円ということで計上いたしております。

11款交通安全対策特別交付金260万円でございますが、前年度と同額を計上しております。

12款分担金及び負担金9,208万3千円でございますが、前年度比較664万3千円の減となっております。これは、1項分担金で中山間地域総合整備事業分担金の減によるものが主な要因となっております。

13款使用料及び手数料1億8,979万8千円でございます。前年度比277万円の増となっております。これは2項手数料の不燃ごみの指定袋販売手数料の増、それから実績による屎処理手数料の増によるものでございます。

14款国庫支出金3億8,893万円で前年度と比較いたしまして1,084万2千円の増となっております。これは、2項国庫補助金で植松都市下水路整備事業費の増、それから池田小学校校舎耐震補強大規模改修事業の実施等によるものが主な要因となっております。

15款県支出金 4億751万円で、前年度比1,045万5千円の減となっております。これは、1項県負担金で国民健康保険基盤安定制度負担金を20年度実績額により計上したことによる減、それと3項委託金で20年度措置分としての税源移譲の所得変動還付金が終了したこと等が主な要因でございます。

16款財産収入は4,809万6千円で、前年度比1,802万円の増となっております。これは、2項財産売払収入で県営中山間地域総合整備事業の実施に伴う土地売払収入の増、それから国道436号線の拡幅工事、これはオリーブナビ小豆島のところでございますが、それに伴う土地売払収入の計上によるものでございます。

それから、17款寄付金71万円でございます。前年度とほぼ同額でございます。

18款繰入金 2億362万1千円ですが、前年度比2億4,722万6千円の減となっております。これは、21年度当初予算で予定しておりました事業の一部について国の2次補正に交付されることになった臨時交付金、これを活用いたしまして先ほど説明いたしました補正予算で前倒しで実施することになったため、財政調整基金の繰入金が減となったこと、これが要因でございます。

19款繰越金 3千万円ですが、前年度と同額を計上しております。

20款諸収入 2億311万円、前年度比291万6千円の減となっております。これは、5項雑入で事業の完了により地域再生マネジャー事業助成金がなくなったことによるものが主な要因でございます。

21款町債 7億6,600万円でございます。前年度比7,800万円の減となっております。これは、21年度当初予算で予定していた事業の一部について、先ほど申し上げました2次補正により交付される臨時交付金、これを活用いたしまして補正予算で前倒しで実施することになったこと、それから事業費の減に伴う内海中学校建設事業債の減、これが主な要因でございます。

以上、歳入合計72億7千万円、前年度比4億8,500万円の減ということになっております。

次に、歳出予算の説明を行います。予算書は4ページ、5ページを、それから資料のほうは3ページから13ページを参考にしていただきたいと思います。

1款議会費でございます。1億744万5千円につきましては、議員報酬等人件費が主なものでございます。前年度とほぼ同額を計上しております。

2款総務費でございます。9億3,203万4千円、前年度比1億2,036万円の減となっております。これは、1項総務管理費で地域再生マネジャー事業が完了したことによる減と、

防災行政無線デジタル化事業の一部を2次補正で対応したことなどでございます。それと、税源移譲の所得変動還付金、これが終了したこと等が主な要因となっております。

また、4項選挙費には町長、町会議員選挙費、それから衆議院議員選挙費、それらか農業委員会選挙費を計上いたしております。

3款民生費14億8,403万6千円で、前年度比1,519万5千円の減となっております。減の要因でございますが、2項の老人福祉費で平成20年4月からの後期高齢者医療制度の発足に伴い老人保健事業会計への繰出金が減となったこと、それから措置人員の減に伴う老人保護措置委託料の減があったこと、それから実績による自立支援給付費の減があったこと、これが主な要因となっております。

次に、4款衛生費9億5,721万6千円、前年度比8,220万9千円の減となっております。減の要因でございますが、2項清掃費で小豆地区広域行政事務組合負担金の減、これにつきましてはクリーンセンターの起債償還が一部終了したということが主な要因となっております。

それから、4項病院費は前年度比1,587万6千円の増となっております。これは、内海病院が新規に医師確保対策事業に取り組むこと等による内海病院への繰出金の増、それから福田診療所特別会計への赤字補てん繰り出しの増によるものでございます。

5款労働費4,527万9千円、前年度とほぼ同額でございます。

6款農林水産業費2億9,767万円、前年度比2,615万9千円の増となっております。増の要因でございます。1項農業費で中山間地域総合整備事業における用地購入費の増、それから事業量の増による町負担金の増、またオリーブ採油施設整備事業の実施による増、これが主な要因となっております。

7款商工費2億2,185万6千円で前年度比230万6千円の減となっております。これは、オリーブ栽培100周年記念事業終了に伴う負担金の減、それから全国ハーブサミット実行委員会補助金、これも終了いたしましたので補助金の減によるものが主な要因でございます。新規に全国醤油サミット補助金、これは500万円を計上いたしております。

8款土木費7億6,444万6千円、前年度比9,032万1千円の増となっております。増の要因でございますが、4項港湾費で苗羽港巻き上げ施設整備事業の実施、同じく苗羽港で港整備交付金事業、この実施、それから5項住宅費で改良住宅改善事業費の増、それから6項都市計画費で植松都市下水路整備事業費の増、これらによるものが主な要因となっております。

9款消防費3億8,031万8千円、前年度比66万7千円の増となっております。これは主

に広域消防本部の指令台機器改修工事に伴う広域の負担金の増、それから全国消防操法大会、これが終了いたしましたので、その負担金の減によるものでございます。

10款教育費11億1,901万7千円、前年度比2億3,185万7千円の減となっております。3項中学校費で内海中学校校舎建設事業費の減があつたことが主な要因でございます。

2項小学校費では、池田小学校耐震補強大規模改修事業、これを計上いたしております。

11款災害復旧費268万円ですが、前年度とほぼ同額でございます。

12款公債費9億5,300万1千円、前年度比1億4,951万6千円の減となっております。減の要因ですが、通常の元利償還金の減と、それから公的資金補償金免除繰上償還金の減によるものでございます。

13款諸支出金、14款予備費につきましては、前年度と同額を計上しております。以上、歳出合計72億7千万円、前年度比4億8,500万円の減となっております。

最後に、資料の15ページ、16ページをお開き願います。普通建設事業を掲げております。16ページの一番下の欄の合計額を見ていただきますと、12億3,124万2千円となっております。これは、前年度と比べまして1億904万3千円の減となっております。前ページの14ページの普通建設事業のところで比較をしております。それを見ていただいたらと思います。減の要因で減となっているのですが、昨年の12月補正で補正をいただきました国の1次補正、それから今回先ほど説明いたしました同じく国の2次補正、これは21年度以降の実施分を前倒しで実施するということでご説明いたしました。これを含めますと、14億4,413万8千円となります。前年度より1億385万3千円の増ということになります。以上、簡単ですが平成21年度一般会計予算の概要について説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 暫時休憩します。2時10分再開。

休憩 午後1時56分

再開 午後2時10分

議長（中村勝利君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第32、議案第24号平成21年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 議案第24号平成21年度小豆島町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の7ページを開いていただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,199万8千円と定めるものでございます。

それでは、予算説明書の175ページを開いていただいたらと思います。

まず、歳入でございますけど、1款国民健康保険税3億7,106万2千円を計上しております。被保険者数につきましては、団塊の世代が退職され、国民健康保険に多くの方が加入されると思われますので、平成20年度より2.5%増の4,950人を見込んでおりますが、税収は景気後退などから1,900万円の減収を見込んでおります。

2款使用料及び手数料8万円、前年度と同額を計上させていただいております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、医療費が前年度当初予算のときより急激な伸びを見せておりまして、その医療費の34%の負担として2億9,317万6千円増の5億9,285万4千円を計上しております。

2項国庫補助金、これは財政調整交付金として医療費の9%分と特別調整分の合計額2億1,613万7千円を計上しております。

4款県支出金、1項県負担金1,377万4千円を計上、前年度対比558万円の増額でございます。

2項県補助金1億2,263万3千円を計上しております。医療費の伸びを見込み、前年度対比4,149万4千円の増額にしております。

5款療養給付費交付金、これは退職者の医療の財源となる交付金で、支払基金より全額負担の1億3,258万6千円を計上しており、前年度対比3,971万円の減額となっております。

6款前期高齢者交付金は4億1,848万3千円を計上しております。平成20年度から創設された制度でありまして、平成20年度では65歳から74歳までの被保険者に対する交付金が11カ月分でしたが、21年度からは交付期間が12カ月分となっておりますので、4,085万8千円の増額としております。

7款共同事業交付金2億8,384万8千円、一般被保険者に係る高額な医療に対する交付金として、前年度対比5,552万5千円の増額を計上しております。

8款財産収入261万4千円、これは財政調整基金の利子でございまして、前年度より26万6千円の減額予算としております。

9款1項他会計繰入金9,965万2千円、一般会計よりの繰入金で前年度より609万円の減となっております。

2項基金繰入金、国保税の減収により、昨年より2,545万5千円の増額の7,746万円を財

政調整基金の取り崩しを予定をしております。

10款繰越金は前年度と同額の2千円を計上しております。

11款諸収入は、項3の出産費貸付金の戻り入れ金が2万4千円の増額で、その他は前年度と同額としております。以上、歳入合計23億3,199万8千円で、前年度対比3億9,697万円の増額予算となっております。

次に、歳出でございますけど、183ページを開いていただいたらと思います。

1款総務費1,080万2千円は国保事業の管理的経費と保険税の賦課徴収の経費、それと運営協議会費で、前年より55万3千円の増額となっております。これは、電算処理委託料において当初マスターの年度切りかえと住民税年金徴収に伴うシステム改修が発生するための委託料の増によるものでございます。

2款保険給付費は被保険者の増と医療費の伸びから、前年度より約23%の増の15億8,719万6千円を見込んでおり、前年度より2億9,683万5千円の増額としております。主なものとしましては、一般被保険者療養給付費が平成20年度の見込みより7.1%増、1人当たり28万2千円として12億6,978万7千円を見込んでおります。また、高額療養費は平成20年度より約3%の伸びで、1人当たり約3万3千円を見込んでおります。

3款後期高齢者支援金は、被保険者が5,025人と見込み、前年度対比4,842万円の増の2億1,387万6千円を見込んでおります。

4款前期高齢者納付金は28万9千円を計上しており、前年度より9万9千円の増を計上しております。

5款老人保健拠出金ですが、老人保健制度が平成20年度から後期高齢者医療制度に移行しておりますが、前々年度の概算払いの精算もありますので、440万1千円の減の2,943万3千円を見込んでおります。

6款介護納付金、国保保険者が支払基金に納める介護納付金で前年度と同額の9,200万5千円を計上しております。

7款共同事業拠出金、高額医療の共同事業に対する拠出金で前年度より6,615万1千円の増額の3億625万5千円を見込んでおります。

8款保健事業費4,932万円は、平成20年度から始まった被保険者を対象とした特定健診と健康教室などの保健対策費でありまして、平成21年度の特定健診の目標受診率は50%となっております。前年度より824万2千円減を見込んでおります。

9款基金積立金261万4千円、これは財政調整基金の利子で全額を基金に積み立てるこにしておりまして、前年度対比26万6千円の減額を見込んでおります。

10款公債費、前年度と同額の40万円を計上しております。

11款諸支出金、保険税の還付金95万3千円と、直診の勘定に繰り出します885万4千円を計上しております、前年度対比217万9千円の減としております。

12款予備費として、前年度と同額の3千万円を計上しております。以上が歳出合計23億3,199万8千円で、前年度より3億9,697万円の増額となっております。これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（中村勝利君） 次、日程第33、議案第25号平成21年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 議案第25号平成21年度小豆島町国民健康保険診療所事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の11ページを開いていただいたらと思います。

第1条は歳入歳出予算の予算の総額を定める規定であります、歳入歳出それぞれ3,891万3千円とするものでございます。

歳入でございますけど、予算説明書の203ページをお願いしたらと思います。

1款診療収入でございますが、前年度と比較して374万8千円の減、3,046万1千円を見込んでおります。減額の理由としましては、医療圏域の福田、吉田地区の人口が著しく減少していることと、自家用車で内海病院や牟礼病院等に通院する傾向が強くなっているため、診療収入も毎年減少しております。

2款使用料及び手数料、これは健康診断等の文書作成手数料でございまして、前年度と同額の2万円を計上しております。

3款繰入金、国保直診診療所の繰入金380万4千円と一般会計よりの繰入金442万7千円で、前年度対比191万5千円の増の823万1千円を計上しております。

4款繰越金1千円、これは名目上でございます。

5款諸収入20万円、これは薬品の容器代でございます。以上、歳入合計は前年度対比183万3千円減の3,891万3千円としてあります。

次に、歳出でございますけど、次のページを開いていただいたらと思います。

1款総務費は、嘱託医師1名、看護職員1名、臨時職員1名の3名の人物費と施設の維持管理に最低必要な費用で、前年度より59万7千円の減の2,027万5千円を計上しております。

2款医療費、医薬材料費、検査委託料等でございまして、診療件数の減にあわせて前年より123万6千円の減の1,853万8千円を計上しております。

3款予備費として10万円を計上しております。以上、歳出合計は前年度より183万3千円減の3,891万3千円としております。これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（中村勝利君） 次、日程第34、議案第26号平成21年度小豆島町老人保健事業特別会計予算の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 議案第26号平成21年度小豆島町老人保健事業特別会計予算についてご説明します。

予算書の14ページを開いてください。

第1条で、歳入歳出予算総額は歳入歳出それぞれ422万3千円と定めるものでございます。

それでは、予算説明書の212ページを開いてください。

歳入でございますけど、1款支払基金交付金は20年4月以降に請求漏れのあった場合の医療費の12分の6を計上しております、205万5千円を計上いたしております。

2款国庫支出金、国庫負担金分の136万4千円を計上いたしております。

3款県支出金は、県負担金分34万1千円を計上いたしております。

4款繰入金は、町負担分と事業管理費の合計額45万9千円を計上いたしております。

5款、それと6款については名目上の計上でございます。

次に、歳出でございますけど、次のページを開いていただいたらと思います。

1款総務費は事業管理費でございまして10万7千円を計上させていただいております。

2款医療諸費、医療給付費、医療支給費、審査支払手数料の請求漏れのあった部分として411万4千円を計上させていただいております。

3款諸支出金、償還金還付金として名目上2千円を計上させていただいております。以上、歳入歳出合計422万3千円を計上いたしております。これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第35、議案第27号平成21年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 議案第27号平成21年度小豆島町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の17ページを開いてください。

第1条は、歳入歳出予算の規定でございまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億305万6千円と定めようとするものでございます。

それでは、予算説明書の219ページの歳入からでございますけれど、1款後期高齢者医療保険料、これは被保険者3,503人に課せられます医療保険料で、所得割8.98%、均等割4万7,700円で試算したものでございまして、景気低迷によりまして収入が減になることを見込み、特別徴収と普通徴収、合計が前年度より1,034万4千円減の2億2,791万8千円を計上いたしました。

2款使用料及び手数料、これは督促手数料として4万7千円を計上いたしております。

3款繰入金、これは一般会計からの繰入金として事務費分1,569万6千円、保険基盤の繰入金として5,889万1千円、合計の7,458万7千円を計上しております、前年度より209万7千円の減としております。

4款諸収入、延滞金、加算金、加療、雑入、それぞれ千円ずつ計上しております、その4千円と、保険料の還付金として50万円を計上させていただいております。

次に、予算説明書の221ページを開いていただいたらと思います。

歳出でございますけど、1款総務費は事業の管理費21万8千円、保険料の徴収に必要な徴収費321万5千円の合計343万3千円を計上しており、前年度対比35万6千円の減としております。

2款後期高齢者医療連合納付金、これは前年度対比1,208万5千円の減で保険料分2億2,791万7千円と軽減分5,889万2千円、広域連合の事務費負担分1,226万3千円の合計2億9,907万2千円としております。

3款諸支出金、これは前年度対比49万9千円の増で、保険料還付金50万円、還付加算金、名目上で千円の合計50万1千円を計上させていただいております。

4款予備費として、前年度と同額の5万円を計上いたしております。以上、歳入歳出合計3億305万6千円を計上しております。これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

議長（中村勝利君） 次、日程第36、議案第28号平成21年度小豆島町介護保険事業特別会計予算の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 議案第28号平成21年度小豆島町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の20ページを開いていただきたいと思います。

第1条に、歳入歳出予算はそれぞれ総額を14億6,375万9千円と定めようとするものでございます。

それでは、予算説明書の228ページをお願いします。

まず、歳入からでございますけれど、1款保険料第1号被保険者5,885人に係る保険料でございまして、21年度からは保険料の基準額を3,440円にして所得段階を8段階に改定し算定をしておりまして、前年度対比2,770万6千円の増額の2億3,209万4千円を見込んでおります。

2款使用料及び手数料、これは督促手数料として4万1千円を計上しております。

3款国庫支出金は、保険給付に対する負担金と調整交付金、地域支援事業交付金を計上しており、保険給付の伸びを見込んでおりますので、前年度対比4,416万9千円増の3億5,938万円を見込んでおります。

4款支払基金交付金、保険給付と介護予防事業費の30%を計上しており、保険給付費が伸びた分前年度より2,988万8千円増の4億2,229万円を見込んでおります。

5款県支出金、国庫支出金と同様に計算しております、前年度対比2,226万9千円増の2億2,587万8千円を計上しております。

6款財産収入、介護給付費準備基金利子でございまして、前年度より1万1千円増の47万3千円を見込んでおります。

7款繰入金は、一般会計からの繰入金2億1,029万1千円と準備基金からの985万5千円の取り崩し、20年度に創設した特別基金から313万2千円の取り崩しを見ており、前年度より1,831万6千円の増としております。

9款諸収入は、任意事業の配食サービスの賄い材料費の負担金でございまして、配食数の減により11万8千円減の31万円を計上いたしております。以上、歳入合計は14億6,375万9千円で、前年度対比1億4,224万1千円の増としております。

次に、234ページの歳出からでございますけど、1款総務費は事業管理費、保険料の徴収費、広域で行っております介護認定審査会等の費用等でございまして、前年度より420万4千円の減の2,912万3千円を見込んでおります。

2款保険給付費、これは介護報酬の改定、訪問介護やデイサービス等の開始、老健施設等の入所増などを見込み、前年度より1億4,413万5千円の増をとして13億9,423万5千円を見込んでおります。

3款地域支援事業費は、本会計で負担する包括支援センターの職員を前年度2.5名でしたけど今年度から3名にしたため、前年度より231万円増の3,975万円としております。

諸支出金は、前年度と同額の15万1千円を計上しております。

5款予備費、これも前年度と同様に50万円を計上しております。以上、歳出合計14億6,375万9千円となっております。これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願

いします。

議長（中村勝利君） 次、日程第37、議案第29号平成21年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算の内容説明を求めます。介護事業課長。

介護事業課長（谷本広志君） 議案第29号平成21年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算をご説明いたします。

平成21年度に介護報酬が改定されますが、厚生労働省が確定した報酬改定の中身を県下市町に説明するのは3月末から4月初旬になるということですので、当初予算につきましては報酬改定を反映せずに組んであります。

予算書の23ページをお願いいたします。

議案第29号平成21年度小豆島町介護サービス事業特別会計予算。

第1条、歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ8,119万9千円と定める。

予算説明書により予算内容をご説明いたします。250ページをお願いいたします。

介護サービス事業特別会計は居宅介護支援、訪問介護、訪問看護の3つの事業を実施しております。

歳入をご説明いたします。1款サービス収入、1項介護給付費収入5,182万7千円、要介護認定者へのケアマネジャー、ホームヘルパー、訪問看護のサービス収入でございます。前年度に比べ390万円の増、増の要因は要介護利用者の増によるものでございます。

2項予防給付費収入844万円、要支援認定者へのケアマネ、ホームヘルパー、訪問看護のサービス収入でございます。前年度に比べ219万7千円の減、減の要因は内海ヘルパー、訪問看護の要支援利用者の減によるものでございます。

3項自己負担金収入440万6千円、訪問介護及び訪問看護利用者からの介護サービス費の1割負担金で、前年度に比べ7万8千円の減でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料68万円、介護サービス利用者の訪問調査手数料でございます。前年度に比べ9万6千円の減、理由は件数の減でございます。

3款給付金、1項給付金4千円、4つの事業所に各千円を置いております。

252ページをお願いいたします。

4款財産収入、1項財産運用収入13万3千円、財政調整基金の運用利子でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金11万3千円、障害者等移動支援事業の利用者に対するサービス費でございます。

2項基金繰入金161万5千円、21年度の予算の歳出に対する不足額を財政調整基金から繰り入れするものでございます。

6 款繰越金、1 項繰越金 1 千円。

7 款諸収入、1 項収益事業収入1,397万 6 千円、前年度に比べて85万 5 千円の増でございます。訪問看護事業の医療保険を利用した場合の療養費収入と利用者負担及び障害者居宅介護事業収入と利用者負担でございます。増の要因は、池田障害者居宅介護の収入増によるものでございます。

2 項雑入 4 千円。

254ページをお願いいたします。以上、歳入合計は8,119万 9 千円となり、前年度に比べ302万 4 千円の増でございます。

次に、歳出をご説明いたします。256ページをお願いいたします。

1 款サービス事業費、1 項居宅介護支援事業費1,673万 1 千円、ケアマネジャー部門の費用で職員3名の人事費及び諸経費でございます。前年度に比べ70万円の増、増の要因は給与費の増によるものでございます。

2 項訪問介護サービス事業費4,283万 4 千円、前年度に比べ212万円の増、増の要因は給与費等の増によるものでございます。これはホームヘルパー部門の費用でございまして、内海は嘱託ヘルパー 7 名、登録ヘルパー 2 名、池田は嘱託ヘルパー 5 名、登録ヘルパー 3 名で事業を行っております。

258ページの一番下の行をお願いいたします。

3 項訪問看護サービス事業費2,150万 1 千円、前年に比べ20万 5 千円の増、訪問看護部門の費用でございます。看護師 2 名、准看護師 1 名分の人事費及び諸経費でございます。人事費の増によるものでございます。

260ページをお願いいたします。

2 款基金積立金、1 項基金積立金13万 3 千円、基金利子の財政調整基金積立金でございます。以上、歳出合計は8,119万 9 千円、前年度と比較して302万 4 千円の増、増の要因は職員の給与、賃金の増によるものでございます。以上で議案第29号小豆島町介護サービス事業特別会計予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第38、議案第30号平成21年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算の内容説明を求めます。保険事業課長。

保険事業課長（合内昭次君） 議案第30号平成21年度小豆島町介護予防支援事業特別会計予算について説明申し上げます。

予算書の26ページを開いていただいたらと思います。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ702万 2 千円と定めようとするものでござい

ます。

それでは、予算説明書の268ページを開いていただいたらと思います。

まず、歳入でございますけれど、1款サービス収入は要支援者に対する介護予防サービス計画作成に係る介護報酬でございまして、平成21年度は1ヶ月当たり140件程度の利用を見込み、前年度対比30万9千円減の701万1千円を計上いたしております。

2款給付金は1千円を計上させていただいております。

3款繰入金、人件費を介護保険事業特別会計で3名としたため、本会計で1名となったことから195万5千円減の8千円としております。

4款諸収入、1千円は雑入の名目上の計上でございます。

次に、歳出でございますけれど、270ページをお願いいたします。

1款サービス事業費は、介護予防サービス計画策定にかかる職員1名分の人件費と事業の運営に係る経費でございまして、前年度より226万4千円減の702万2千円としております。以上、歳入歳出前年度対比226万4千円減の合計702万2千円としております。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（中村勝利君） 次、日程第39、議案第31号平成21年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算の内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（曾根為義君） 議案第31号平成21年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算につきましてご説明をいたします。

予算書の29ページをお開きください。

簡易水道事業につきましては、旧池田町の中山地区、旧内海町では橘、岩谷、当浜、福田、吉田の合計6地区に分散して施設がありますが、これらの施設を管理運営するための予算でございます。

第1条では、歳入歳出予算の総額を定めておりますけれども、予算の総額は歳入歳出それぞれ2,285万円としてあります。つきまして、国庫補助事業によりまして当浜簡易水道の施設更新の整備を進めてまいりましたが、すべての事業が完了いたします。これによりまして、大幅の減額の予算となっております。

内容につきましては、30ページ、31ページの歳入歳出予算でご説明をいたします。

歳入では、1款の使用料及び手数料としまして1,948万5千円を予定しておりますが、町内での簡易水道需要家約790軒の水道使用料と開始、検査、修繕等の手数料でございます。

2款の分担金及び負担金では1軒分の加入分担金として1万5千円を計上いたしてあります。

ます。

3款の財産収入1千円は簡易水道事業財政調整基金の利子でございます。

4款の繰入金333万7千円につきましては、一般会計からの繰入金としまして企業債の元利償還金の2分の1、施設改良経費のうち工事費の10分の1、福祉対策での水道使用料減免相当分、水質検査の全項目検査にかかる経費を計上いたしております。

5款の繰越金は1万1千円、6款の諸収入は雑入として1千円を計上しております。

歳出につきましては、31ページに記載をしておりますけれども、1款の総務費では施設管理職員の時間外手当、委託検針員の賃金、消費税及び地方消費税などに充当するため421万6千円を予定いたしております。

2款の業務費としましては1,313万1千円を予定しております。浄水施設、配水施設等の修繕料、水質検査業務の委託料、施設改良工事費などでございます。

3款の公債費540万3千円につきましては、橋、福田、吉田、当浜地区の簡易水道施設改修に伴う起債の元利償還金でございます。

4款の予備費としては10万円を計上しております。

これらの歳出合計は、歳入合計と同額の2,285万円としてあります。以上、簡単でございますけれども、議案第31号平成21年度小豆島町簡易水道事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 次、日程第40、議案第32号平成21年度小豆島町水道事業会計予算の内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（曾根為義君） 続きまして、議案第32号平成21年度小豆島町水道事業会計予算につきまして説明したいと思います。

別冊の予算書の1ページから3ページでご説明をいたします。

第2条では業務の予定量を定めておりますけれども、給水戸数は6,300戸、年間の総給水量は248万6千立方メートルの予定としており、1日平均では6,811立方メートルとなります。また、(4)の主な建設事業といたしましては（E）の浄水設備工事で1億5,210万2千円を予定いたしておりますけれども、中山浄水場の殿川系流入制御設備の改良工事、内海浄水場電気計装設備の更新工事等でございます。（口）の配水設備工事での1億1,620万円につきましては、内海ダム再開発関連、配水管工事に2,350万円を、町内8力所の老朽管更新工事に3,232万円を、また配水管の新設、拡張、改良工事に6,038万円を予定しております。（ハ）の内海ダム再開発費の5,806万1千円につきましては、担当職員2名分の給与関係のほかにダム開発費の県営事業に対する水道事業の負担金などでございま

す。

次に、第3条の収益的収入及び支出でございますけれども、第1款の水道事業収益として5億2,680万9千円を予定しております。主な収益といたしましては、第1項の営業収益でございますけれども、町内での上水道需要家約7,040軒の水道使用料、一般会計と小豆広域からの繰入金などで5億1,717万9千円を計上いたしております。

第2項の営業外収益につきましては、小豆広域施設の修繕工事受託費、預金利息、水道メーター修繕差益等で962万8千円を予定しております。

一方、支出では、第1款の水道事業費用として4億4,691万1千円を計上しております。

主な費用といたしましては、第1項の営業費用として担当職員の給与、小豆島広域からの受水費、修繕費、有形無形固定資産の減価償却費などで3億7千万8千円を予定しております。

第2項の営業外費用といたしましては、小豆広域行政事務組合の運営負担金、起債償還負担金、企業債の利息、消費税及び地方消費税などで7,210万3千円を予定しております。

また、第3項の特別損失としまして、過年度損益修正損を450万円、第4項では予備費30万円を計上しております。

次に、1ページから2ページになりますけれども、第4条の資本的収入及び支出でございます。

収入では、第1款の資本的収入として1億2,730万9千円を計上しております。内訳としましては、第1項の企業債では内海浄水場電気計装にかかる起債を6千万円と内海ダム再開発事業での水道事業負担金の財源の一部として220万円を予定をしております。

第2項では、内海ダム建設事業に対する一般会計からの出資金といたしまして1,328万円、第3項の補助金につきましては内海ダムでの水道水源開発に対する国、県からの補助金で2,434万6千円でございます。

第4項の負担金は、内海ダム再開発事業関連で、ダム下にあります寒霞渓配水池の移転工事に対する香川県からの補償金などで1,774万4千円でございます。

第5項では、新規需要家の加入分担金として120万円を、第6項では長期貸付金返還金として小豆島広域分と簡易水道債の借りかえ、貸付金からの返還金として853万8千円を計上をしております。

一方、支出では、第1款の資本的支出として3億9,005万7千円を予定をしておりま

す。主な内容といたしましては、第1項の建設改良費に3億3,262万6千円を計上しておりますけれども、内訳につきましては第2条でご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

第2項の企業債償還につきましては、これまでに借り入れした企業債の元金分5,643万円でございます。

また、第3項では国庫補助金返還金として1千円、第4項では予備費として100万円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとしております。

第5条の継続費は、内海浄水場電気計装設備更新工事の総額、年割りを定めたもので、内容については記載のとおりでございます。

第7条では、一時借入金の限度額を1千万円と定めております。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与分9名分と交際費を計上いたしております。

最後になりますけれども、第9条では棚卸資産の購入限度額を800万円と定めております。以上で議案第32号平成21年度小豆島町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどよろしくお願いします。

議長（中村勝利君） 次、日程第41、議案第33号平成21年度小豆島町病院事業会計予算の内容説明を求めます。病院事務長。

病院事務長（莊野 守君） 議案第33号平成21年度小豆島町病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

別冊となっております病院事業会計当初予算書及び説明書の1ページをお願いします。

第2条の業務の予定量でございますが、1の病床数は196床でございまして、前年度と変わりはありません。2、3の患者数につきましては、入院が前年度に比べまして10人減の150人、年間で5万4,860人、外来が1日平均で前年度に比べまして80人減の400人、年間で9万6,800人を予定しております。

4の主要な建設改良事業でございますが、イ、設備整備費につきましては4千万円でございます。前年度に比べまして2億8,500万円の大幅な減額となっておりますが、MRI、磁気共鳴画像診断装置、DSA、血管撮影装置の更新事業が前年度に終了したことによります。新年度につきましては、人工呼吸器、電動ベッドなどの更新を予定しております。

す。

下の第3条の収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入の第1款病院事業収益は27億6,953万5千円でございまして、前年度当初予算に比べまして額で1億6,243万3千円、率にしまして5.5%の減となっておりますが、これは先ほど業務の予定量でご説明しましたように、入院、外来患者数の減少に伴いまして診療報酬が減となるということを見込んで計上しております。その内訳としまして、第1項医業収益が25億2,096万5千円、第2項医業外収益が2億4,856万9千円、第3項特別利益が1千円を予定しております。

支出の第1款病院事業費用は29億7,620万2千円で、前年度に比べまして1億3,227万7千円、率にしまして4.3%の減となっております。

第1項医業費用が27億6,881万4千円、第2項医業外費用が2億338万8千円、第3項特別損失が200万円、第4項予備費200万円を予定しております。

第4条の資本的収入及び支出でございますが、次のページ、2ページをお願いします。

収入の第1款資本的収入が2億215万3千円、前年度に比べ2億5,984万6千円、率にしまして56.2%の減となっております。第1項負担金が1億6,215万2千円、第2項企業債が4千万円、第3項固定資産売却代金が1千円を予定しております。

支出の第1款資本的支出が3億1,375万9千円、前年度に比べ2億7,630万3千円、率にしまして46.8%と大幅な減となっております。業務の予定量のところでご説明しましたが、高額な医療機器の更新事業の終了によるものであります。

第1項建設改良費が4千万円、第2項企業債償還金、元金部分でございますが2億7,375万9千円を予定しております。

1ページの下から2行目にありますように、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する1億1,160万6千円につきましては、損益勘定留保資金等1億1,160万6千円で補てんいたします。

第5条につきましては企業債の規定でございまして、病院設備整備事業、医療機器の購入財源として借入限度額を4千万円と定めております。

第6条につきましては、一時借入金の限度額を5千万円としております。

第7条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、職員給与費が15億7,940万5千円、交際費が50万円と規定しております。

第8条につきましては、棚卸資産の購入限度額を5億3千万円と定めております。以上で病院事業会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（中村勝利君） 次、日程第42、議案第34号平成21年度小豆島町介護老人保健施設

事業会計予算の内容説明を求めます。介護老人保健施設事務長。

介護老人保健施設事務長（谷本広志君） 議案第34号平成21年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算についてご説明いたします。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、業務の予定量でございますが、1、利用定員は入所が70人、通所が25人でございます。通所デイケアは、議案第19号でご説明しましたように、平成21年度から定員を20名から25名に増員して予算を組んでおります。2、年間の利用者数ですが、入所は2万3,506人、通所は4,840人、昨年と比べまして入所が511人、通所リハビリが920人の増となっております。3、1日平均利用者数は入所が64人、通所が20人を予定しております。4、主要な建設改良費の設備整備費は200万円、前年度と比較して100万円の増となっております。21年度は介護浴そう1基を購入の予定でございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入ですが、第1款施設事業収益3億1,872万2千円。内訳は、第1項施設運営事業収益が3億1,465万2千円、第2項施設運営事業外収益が407万円でございます。

収入合計は、前年度と比較して1,821万6千円の増となり、増の要因は利用者の増によるものでございます。

支出は、第1款施設事業費用が3億2,210万6千円。内訳は、第1項施設運営事業費用が3億986万3千円、第2項施設運営事業外費用が1,124万3千円、3項予備費100万円。

支出合計は、前年度と比較して1,439万2千円の増となり、増の要因は利用者の増に伴う諸経費の増と定期昇給など人件費の増によるものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入額は資本的支出額に対して不足する額2,138万1千円は過年度分損益勘定留保資金で補てんいたします。

内訳は、2ページをお願いいたします。

収入の第1款資本的収入、第1項負担金387万7千円、一般会計からの負担金で起債償還元金2,325万8千円の6分の1の額でございます。前年度と比較して68万4千円の減となっております。前年度の一般会計の負担率は、起債償還元金の5分の1でございました。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出2,525万8千円、第1項建設改良費200万円、前年度と比較100万円の増となっております。先ほど申し上げましたように、介護浴そうを購入の予定でございます。

第2項企業債償還金2,325万8千円。前年に比べ45万1千円の増でございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めるもので、職員の給与費1億8,364万4千円と交際費30万円でございます。

第6条は、棚卸資産の購入限度額を300万円と定めるものでございます。以上、まことに簡単ではございますが、議案第34号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（中村勝利君） 以上で議案第1号教育委員会委員の任命につき同意を求めるについてから議案第34号平成21年度小豆島町介護老人保健施設事業会計予算までの提案理由の説明は終わりましたが、これに対する質疑、討論、採決及び委員会付託は3月6日に行います。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月6日金曜日午後1時30分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後3時09分